

平成28年度厚生労働行政推進調査事業補助金 厚生労働科学特別研究事業
「遺伝学的検査の市場化に伴う国民の健康・安全確保への課題抽出と
法規制へ向けた遺伝医療政策学的研究」
分担研究報告書

各個研究4：親子関係と法律、出生前DNA親子(父子)鑑定ビジネスの現状と課題

堀あすか¹、三宅秀彦²、山田重人³、小西郁生⁴、櫻井晃洋⁵、福嶋義光⁶、
鎌谷洋一郎⁷、福田令⁸、堤正好⁹、高田史男⁸

¹北里大学病院遺伝診療部、²京都大学医学部附属病院遺伝子診療部、⁴国立病院機構京都医療センター、
³京都大学大学院医学研究科人間健康科学系専攻、⁵札幌医科大学医学部遺伝医学、
⁶信州大学医学部遺伝医学・予防医学、⁷理化学研究所統合生命医科学研究センター、
⁸北里大学大学院医療系研究科臨床遺伝医学、⁹株式会社エスアールエル

研究要旨

法的に親子を規定する民法が遺伝学的親子関係を証明できることを前提としない中、DNA親子鑑定技術は身近となり、現在、誰でもDNA親子鑑定結果を手に入れられる状況にある。加えて出生前の親子鑑定が民間事業として広がっていることが確認された。これら親子を取り巻く環境の変化に対し、我が国では遺伝学的親子関係と法的親子関係に対する判断は定まっていない。親子関係や子の身分の安定を脅かす事態を避けるため、対応が必要である。

A. 研究目的

遺伝学的検査の技術向上は、以前は法医学的検査として司法などの場を中心に用いられてきたDNA親子鑑定を身近なものとした。現在、インターネット上では、安価で容易に受検できるものとしてDNA親子鑑定が提供されている。郵送検体における検査が可能となったことで、本人の同意なくDNA親子鑑定を提供する会社も現れるなど、いつでも誰でも、DNA親子鑑定結果を入手できる状況にある。しかし、法的親子を規定する現行民法は、明治民法を踏襲したものであり、科学的に個人を識別し、遺伝学的親子関係の有無を証明できることを前提としていない。この両者の狭間で、法的親子関係を争う事態も報じられるなど、一般的となったDNA親子鑑定技術は、親子関係を取り巻く環境を一変させている。また、DNA親子鑑定を胎児期に行う出生前DNA親子鑑定を提供する業者も現れるなど、その環境の変化は急速に進んでいるといえる。

これらの状況から、親子関係にまつわる現状を整理し、DNA親子鑑定、出生前DNA親子鑑定の実態を調査することで、現在生じている問題の所在を把

握し、今後の対策の必要性を検討することが必要と考え、本調査を行うこととした。

B. 研究方法

(1) 司法統計

裁判所ウェブページの司法統計より、2015年度の家事調停における親子関係不存在確認、嫡出否定および受理総数を検索した。また、裁判所ウェブページ上で一般向けに公開される家事調停の手続き案内から、DNA鑑定を始めとした遺伝学的親子関係の証明に対する説明内容の把握を行った。

(2) 親子関係を争った裁判例

裁判所ウェブページの裁判例情報から、DNA親子鑑定が国内で実用化された1989年以降の判例を「親子関係」のキーワードで検索し、その中から、遺伝学的親子関係と法的親子関係を争った事案を抽出した。また、それらの事案および、判例解説において取り上げられる事案を、判例タイムズ、ジュリスト、法学教室、法律時報から収集し、遺伝学的親子関係の法的親子関係への反映、判決

の変更の有無、裁判官の意見について比較検討した。また、国会図書館調査より、諸外国における親子鑑定DNA親子鑑定の扱いについての情報を得た。

(3) DNA親子鑑定の実施状況

Google、Bingにて「親子鑑定」「DNA親子鑑定」、「DNA父子鑑定」のキーワードを用いて検索し、検体採取の方法、結果の法的(公的)利用の可否、宣伝に用いられる文言、検査費用の情報を収集した。また、経済産業省による遺伝子検査事業者選定チェックリストを参考に各社の情報提示の内容を分類、業界内での情報提供の差異についての検討を行った。

(4) 出生前DNA親子鑑定の実施状況

Googleにて、「出生前親子鑑定」「出生前DNA親子鑑定」「出生前父子鑑定」「出生前鑑定+血液」「出生前鑑定+羊水」「出生前鑑定+絨毛」のキーワードで検索し、ホームページ上に掲載されている各社の検査提供体制を比較、検討した。

C. 研究結果

(1) 司法統計

2015年度の司法統計¹家事調停受理総数による

と、親子関係不存在確認は1,389件で既済は1,041件、うち合意に相当する審判をしたものは673件である。嫡出否定については受理が705件、既済510件(合意に相当する審判をしたもの402件)となっている。このうち、DNA型鑑定を要した件数は不明であるが、家庭裁判所の一般向け資料「親子関係不存在確認調停の申立てについて」²の家事調停の進め方の項目の中には、「親子関係が実際でないことを確かめるため、多くの場合、DNA鑑定が実施されています。」と記載されている。

(2) 親子関係を争った裁判例

1) 遺伝学的親子関係と法的親子関係を扱った判例

裁判所ウェブページ上の判例情報で確認できる親子関係不存在確認および親子関係存在確認訴訟は、1989年以降では12件、うち最高裁判決11件、高裁判決1件である。また、認知訴訟、戸籍訂正や出生届受理に関するものなどを含めて、遺伝学的親子関係と法的親子関係を扱ったものは15件であった。このうち、最高裁判決までの過程で判断が覆ったものが5件あり、判例解説などで取り上げられる高裁判決の中にも一審と判断が覆った事案が1件確認できた(表1)。概要を以下に挙げる。

表1. 親子関係を争った判例

結審日	事案	主張	原告	判決	血縁との関係	
1998.5.14	大分ケース 平成9(ネ)第1160号	親子関係 不存在確認	父	1審	法的親子関係の維持	不採用
				2審	親子関係不存在を認定	条件付採用
2007.3.23	代理出産 (夫妻受精卵) 平成18(許)第47号	出生届けの 受理	父母	1審	出生届は不受理	不採用 (分娩者=母)
				2審	出生届の受理を命令	採用 (分娩者≠母)
				最高裁	出生届は不受理	不採用 (分娩者=母)
2013.12.10	性別変更後 平成25(許)第5号	親子認定 (AID*)	父	1・2審	親子関係を認定せず	採用
				最高裁	親子関係認定	不採用
2014.3.28	認知 平成23(受)第1561号	認知無効 (血縁なし)	父	1・2審	認知の取り消しを認めず	不採用
				最高裁	血縁のない認知は無効	採用
2014.7.17	札幌ケース 平成24(受)第1402号	親子関係 不存在確認	子(母)	1・2審	親子関係不存在を認定	条件付採用
				最高裁	法的親子関係の維持	不採用
2014.7.17	大阪ケース 平成25(受)第233号	親子関係 不存在確認	子(母)	1・2審	親子関係不存在を認定	条件付採用
				最高裁	法的親子関係の維持	不採用

*AID: 非配偶者間人工授精(第三者の精子を用いた人工授精)

¹ 裁判所ウェブページ 平成25(2013)年度 家事調停事件の受理、既済、未済手続別事件別件数—全家庭裁判所 <http://www.courts.go.jp/app/files/toukei/698/008698.pdf>

² 裁判所ウェブページ 親子関係不存在確認調停の申立てについて(旭川家庭裁判所) 2014年7月15日更新 http://www.courts.go.jp/asahikawa/vcms_lf/11-2oyakokankeifusonzei.pdf

i) 遺伝学的親子関係より法的親子関係を維持した最高裁判決

私的なDNA父子鑑定の結果により親子関係を争った、札幌³と大阪⁴の2事案(札幌ケース、大阪ケース)に示された判決(2014年7月17日最高裁)である。いずれも、子の法定代理人として母が、法律上の父(夫)を相手に親子関係不存在確認の訴えを提起したものである。子は夫婦の婚姻中に生まれた子(嫡出子)であるが、DNA型鑑定により遺伝学上の父は異なることが明らかとなっている。係争時、法的父母の関係は、札幌ケースは離婚が成立、大阪ケースでは離婚調停中であった。両ケースとも、子は遺伝学的父母と既に同居し、新家庭が形成されているが、法律上の父が法的父子関係の維持を望んで争った事案である。

いずれの事案においても一審、二審では、遺伝学上の父が異なることが明らかで、子が既に遺伝学上の父母に育てられ順調に成長していることから、遺伝学的親子関係に基づき、法的父との親子関係の不存在を認める判断を示している。これに対し、最高裁では、「子の身分関係の法的安定を保持する必要がなくなるものではない」として、裁判官の主張が分かれる中、DNA型鑑定結果に基づく親子関係の修正を認めない判断を示した。

ii) 社会的親子関係より遺伝学的親子関係を採用した高裁判決

実親子として生活してきた戸籍上の父子間の親子関係不存在確認の事案(大分ケース)については、一審を覆し、社会的親子関係より遺伝学的親子関係を採用した判断が示されている。高裁判決で結審しているため、最高裁の判断は示されていないが、原判決が覆った結果、上記の事案とは対照的な判断が下った事案である。

この事案は戸籍上の父親が原告となり、23歳になった子を相手に提訴したものであるが、子にとっては二度目の親子関係不存在確認訴訟にあたる。子は、母が未婚のうちに出生し、母の両親の子として入籍していた。原告は、子が自身の子かは不明であることを承知の上で婚姻届を提出、自身の子とするため、子と元妻の両親との親子関係不存在確認訴訟を経て、原告自身の長男として入籍した。父子は高校卒業まで共に生活したが、夫妻はその後離婚、長男は原告の子でないという前妻の陳述を受けて提起された、親子関係不存在確認訴訟である。DNA親子鑑定結果は、父子関係が存在しないという結果を示しているが、大分地裁はDNA型鑑定結果を採用せず、社会的な父子関係の存在を重視した判決を下している(1997年11月12日大分地裁⁵)。これに対し、二審で福岡高裁は父親の主張を認め、両者の間に親子関係が存在しないことは明らかであるとして、一審判決を取り消し、DNA親子鑑定結果を採用し、親子関係の不存在を認める判断を示している(1998年5月14日福岡高裁⁶)。

iii) 性別変更後の夫妻と子の親子関係認定

DNA親子鑑定は用いていないが、明らかに遺伝学的、生物学的に親子関係が存在しない事例として、性同一性障害により女性から男性に性別変更した夫と妻が、第三者の精子提供で子を得た後に父子間の親子関係の存在確認を求めた事案がある。一審二審は、遺伝学的父子関係がないことは明らかであるこの父子関係を認めていないが、最高裁は、裁判官のうち2人が反対意見を述べるなど意見が割れた中で、この父子関係を認定している(2013年12月10日⁷)。性同一性障害特例法⁸で、性別変更後の法律婚が認められており、民法772条は、妻が婚姻中に懐胎した子を夫の子と推定する(嫡出推定)として

³ 裁判所ウェブページ・裁判例情報 平成24年(受)第1402号 親子関係不存在確認請求事件 平成26年7月17日 第一小法廷判決
http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/337/084337_hanrei.pdf

⁴ 裁判所ウェブページ・裁判例情報 平成25年(受)第233号 親子関係不存在確認請求事件 平成26年7月17日 第一小法廷判決
http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/344/084344_hanrei.pdf

⁵ 大分地裁平6(タ)第54号, 判例タイムズ970号, 1998, p225-235

⁶ 福岡高裁平9(ネ)第1160号, 判例タイムズ977号 p228-230

⁷ 平成25年(許)第5号 戸籍訂正許可申立て却下審判に対する抗告棄却決定に対する許可抗告事件 平成25年12月10日 第三小法廷決定

⁸ 性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律 平成15年7月16日法律第111号

いることから、この夫妻についても、婚姻中に生まれた子を嫡出子とするとの判断を下している。

iv) 認知取り消し判決

最高裁では、遺伝学的親子関係の有無により、法的親子関係の判断をしていない。しかし、認知の場面に限り、親子関係の判断に遺伝学的親子関係を採用した事案が確認された。

これは遺伝学的父子関係がないことを知りながら、婚姻前に出生している妻の子を認知した後に、その認知の取り消しを求めた主張に対する判決(2014年3月28日最高裁⁹)である。夫妻の離婚がすでに成立している事案であり、ここでは遺伝学的親子関係のない認知は無効であり、認知した者自身が無効の主張をすることも許されるとの判決が下っている。一度認知をしておきながら、後に遺伝学的父子関係がないことを理由として、自らその認知が無効であると主張することが許されるかについて、最高裁では3対2と裁判官の判断が分かれる中で、その認知の取り消しを認める判断を示している。

2) 生殖補助医療と親子関係

生殖補助医療技術は、遺伝的なつながりを持つ子を得ることが困難であった人が親となることを可能とする一方で、遺伝的なつながりを持たない親子関係を生み出す技術でもある。

日本における母子関係は分娩事実により、「分娩者=母」として規定される^{10,11}。国内においては代理懐胎を認めていないが、1992年、日本人夫婦がアメリカ人の代理母の出産により授かった子を帰国後、実子として届け出たこと、1993年にはアメリカにおける夫の精子と日本人の第三者の提供卵子との体外受精による受精卵による妊娠が公表されてい

る¹²。また、国内においても2001年には夫婦の受精卵を妻の妹に移植しての代理懐胎が行われ、2003年には義姉による代理懐胎が行われたこと、2006年には、妻の実母による代理懐胎が行われたことがそれぞれ公表されている¹³。代理出産を認めている国や州の中には、出産前の申請によって精子、卵子の提供者や代理出産の依頼者が親として認定されるところがある。これらの国や州では、依頼夫婦が親として認定されれば、代理母の出産後、依頼夫婦の子として出生証明が発行される。そのため、この出生証明を持って帰国し、日本国内において出生届けが受理されるケースが報告されている。その一方で、出生届けが受理されず司法の場での判断となる例も見られている。代理懐胎・代理出産をめぐる法的親子関係に関する最高裁判所の判断として、以下の事案がある。

i) 分娩はしていないが遺伝学的母である母親と子との間の法的関係

子宮を摘出した女性が、米国において夫婦の受精卵を米国人女性に移植して双子をもうけた事例であり、夫妻は子の遺伝学上の親であるが、分娩者は第三者である。米国の州裁判所は、この夫妻は法的かつ遺伝学的な父母であると判決した。帰国後、夫妻が父母である出生証明書を提出したが出生届けは受理されず、一審も出生届けを受理しない判断を支持している。しかし、二審では「法制定時に想定されていなかったからといって、人為的な操作による出生が、我が国の法秩序に受け入れられない理由とはならない」として出生届の受理を命じた(2006年9月29日東京高裁¹⁴)。この判決では、夫妻と子に遺伝学的親子関係があること、親子と認めるアメリカ・ネバダ州裁判所の命令が確定しており日本で夫婦の子と認められないと、子は法律的な親がない状態が続

⁹ 裁判所ウェブページ・裁判例情報 平成23年(受)第1561号 認知無効, 離婚等請求本訴, 損害賠償請求反訴事件 平成26年1月14日 第三小法廷判決 http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/877/083877_hanrei.pdf

¹⁰ 裁判所ウェブページ・裁判例情報 昭和35(オ)1189 最高裁昭和37年4月27日第二小法廷判決 http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/715/057715_hanrei.pdf

¹¹ 日本学術会議: 参照対外報告 代理懐胎を中心とする生殖補助医療の課題—社会的合意に向けて—, 平成20年(2008年)4月8日

¹² 「生殖医療技術の利用に対する法的規制に関する提言」についての補充提言—死後懐胎と代理懐胎(代理母・借り腹)について— 日本弁護士連合会 2007.1.19

¹³ 前掲 「生殖医療技術の利用に対する法的規制に関する提言」についての補充提言—死後懐胎と代理懐胎(代理母・借り腹)について— 日本弁護士連合会 2007.1.19

¹⁴ 裁判所ウェブページ・裁判例情報 平成18(ラ)27 東京高等裁判所 第17民事部 http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/642/033642_hanrei.pdf

くとして、「子の福祉を優先し、州の確定裁判を承認しても公序良俗に反しない」との判断を示した。しかし、最高裁では一転、従来どおり「分娩者＝母」として、夫妻を両親とする出生届けは受理しない判断が示されている（2007年3月23日最高裁¹⁵）。

3) 生殖医療技術の向上が3人の遺伝学的親を生み出す可能性

加えて、生殖補助医療技術の向上は、遺伝学的にも2人の母を存在させ得る状況を生み出している。卵子の核移植が可能である現在では、2人に由来する卵子から子を得ることが可能となっている。卵子の核を別の卵子に移植することは、ミトコンドリアの異常など核以外の細胞質に原因がある難病の予防などに有効とされ、2015年には英国ではこの技術の導入を認める法案が通過している¹⁶。

(3) DNA親子鑑定の実施状況

1) DNA親子鑑定の提供状況

個人からのDNA親子鑑定の申し込みを受け付けている事業者のうち、25社のホームページ情報を見ると、自社内にDNA研究施設を有し検査を行う国内の鑑定機関から、海外業者と業務提携し国内で業務展開するを開始した業者、海外業者の日本支社、海外に検査委託する業者など、その業態は様々である。また、鑑定提供事業者の代理店として手続きを代行する行政書士事務所が4社、探偵事務所や調査会社が6社含まれ、海外の企業が国内の検査機関に検査を委託し、日本語訳のホームページで検査受託をする例も1件確認された。現在、DNA型鑑定、DNA親子鑑定の実施事業者を規制する法的根拠はなく、経済産業省が業者向けのガイドライン¹⁷で本人の同意を取り鑑定を実施するよう求めているが、

¹⁵ 裁判所ウェブページ・裁判例情報 平成18(許)47 市町村長の処分に対する不服申立て却下審判に対する抗告審の変更決定に対する許可抗告事件 平成19年3月23日 最高裁判所第二小法廷 http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/390/034390_hanrei.pdf

¹⁶ BBC UK approves three-person babies 24 February 2015 <http://www.bbc.com/news/health-31594856>

¹⁷ 経済産業分野のうち個人遺伝情報を用いた事業分野における個人情報保護ガイドライン 経済産業省 http://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/mono/bio/Seimeirinnri/keisanshohguideline.pdf#search

業界の自主規制にとどまっている。自主規制として、一般財団法人バイオインダストリー協会（JBA）個人遺伝情報取扱審査委員会が経済産業省のガイドライン¹⁸に基づき行った事業認定や、特定非営利活動法人個人遺伝情報取扱協議会（CPIGI）が個人遺伝情報取扱事業者自主基準¹⁹に基づき実施している事業認定制度が挙げられる。しかし、25社のうち、JBA事業認定を受けた業者は1社であり、CPIGI事業認定を受けた業者はなく、事業認定を受けていないものの会員である業者が1社含まれるのみであった。これら自主規制に積極的な業者が、対面での検体採取や、面談でのインフォームド・コンセント（IC）取得の必要性をホームページ上で示す一方、誰にも知られずに、関係者の同意なく行うことのできる検査であることを前面に提示する業者も見られる。また、本人の同意なく採取できる、毛髪、歯ブラシ、爪、吸殻などを用いたDNA型親子鑑定を広告する事業者も複数確認された。

2) 「公的（法的）鑑定」と「私的鑑定」

DNA親子鑑定の提供業者の多くは、その結果の利用目的により、公的利用が可能な「公的鑑定²⁰」と私的利用を目的とした「私的鑑定」に区別して提供していた。公的に用いることのできる鑑定書として、明確な要件は裁判および調停手続きの中からは確認できなかったが、提供事業者は、認定された第三者の立会によるインフォームド・コンセントと本人確認作業を含めたサンプル採取を行い、公的機関への提出に適した検査結果を返却するもの²¹、と説明している。公的利用を目的としたDNA親子鑑定を提供する事業者が、その目的として提示するのは、300日問題、認知請求、離婚/監護権、国籍変更を含めた

¹⁸ 経済産業分野のうち個人遺伝情報を用いた事業分野における個人情報保護ガイドライン 経済産業省 http://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/mono/bio/Seimeirinnri/keisanshohguideline.pdf#search

¹⁹ 個人遺伝情報を取扱う企業が遵守すべき自主基準（個人遺伝情報取扱事業者自主基準） NPO 法人個人遺伝情報取扱協議会 平成26年5月改定 http://www.cpig.or.jp/jisyu/img/sin_jisyu.pdf

²⁰ 事業者により「公的」「裁判用」「法的」などの名称を用い、公的・法的手続きに用いることのできる結果報告書を返却する、としている

²¹ <http://www.rocus.co.jp/parentagetesting/parentage-testing.htm>

移民、遺産相続などである。「私的鑑定」として提供されるものは、その多くが、自己採取による口腔内粘膜などの郵送試料を元に鑑定を行うものであり、手軽さと経済的負担の軽減を謳ったものとなっている。口腔内粘膜の採取については、新生児に対しても安全であるとして、出生直後からの検査が可能であることを多くの事業者が提示している。また、前述したような毛髪、歯ブラシ、爪、吸殻などの特殊検体をオプションとして受け付けたり、「私的鑑定」の中でも鑑定精度を分け、割安な鑑定と高精度の鑑定を選択可能としている事業者も見られる。

3) 鑑定方法についての告知

鑑定方法では、米国FBIが採用しているCODIS (Combined DNA Index System) の部位13箇所性別遺伝箇所と数箇所を加えた遺伝子座標のSTR (Short Tandem Repeat) を検査していると複数の事業者が公表している^{22,23}。私的鑑定では多くが16～18座位での鑑定を行っており、判定精度については、16座位での最高値を99.99%、18座位では99.9999%²⁴としている。法的鑑定や高精度の鑑定では24座位や41座位²⁵での鑑定を行うとする事業者も見られる。これらの情報を明示している事業者がある一方、鑑定施設も鑑定内容も一切示していない事業者も多い。

4) 関係者の同意について

関係者の同意について、母の同意なしの父子鑑定は行わない、特例を除き母の検体提出のない父子鑑定は行わない、と明示する事業者がある一方で、「奥さんには内緒で行なわれるケースが多い」「誰にも知られずカンタンにできます」との記載や、匿名での受検可能、身分証明などは不要とする事業者も見られる。インターネットでの結果返却、検査キットの郵送先の自由選択(配送業者営業所止めなども可能)などにより、私的鑑定とされるものについては、

被検者の情報を完全に伏せたままで鑑定結果を得ることが可能となっている。

5) 事業者の告知内容の比較

経済産業省は遺伝子検査事業者選定チェックリスト²⁶において、遺伝子検査を受けたいと考えた際のチェック項目として、以下の8項目を挙げている。①直接面談して事前説明が行われ、同意を確認の上で検査を進めることになっている、②検査結果は本人以外にも影響を及ぼすので慎重に判断するようにと勧めている、③検査実施には、検査の結果の影響が直接及ぶ人の同意書も必要としている、④検査のための試料は自分で採るのではなく、事業者又は代理人が採取することになっている、⑤事業を進めるに当たって準拠しているガイドラインの名前を明示している、⑥経済産業省の個人遺伝情報保護ガイドラインに従っている旨の記載がある、⑦遺伝子の検査をする場所又は機関名が明示されている、⑧検査の前後でカウンセリングなど相談に乗る仕組みがある。

インターネット上でDNA親子鑑定を受け付けている一部事業者の告知内容を、この8つのチェック項目に照らすと表2のようになる。

6) 諸外国におけるDNA親子鑑定の扱い

国立国会図書館調査によれば、ドイツでは、子又は子の法定代理人である母に無断で父が行ったDNA検査の結果を嫡出否認手続において証拠として用いることはできないと、判例を受けて民法典を改正²⁷したとの報告がなされている。ここでは、法律上の父、子、母は、それぞれ他の二者に対する遺伝子上の検体採取受忍請求権を有するが、年少の子の福祉に著しい害をもたらす場合には、当該請求は認められないとされている。嫡出否認の裁判手続において、当該の子又はその法定代理人の認識及び承諾のないまま行われたDNA鑑定は、子の有する情報の自己決定権(一般的人格権の内容として基本法第2条第1項、第1条第1項で保障される)を侵害するものであり、その結果を証拠として用いることはで

²² <http://www.rocus.co.jp/parentagetesting/roculusdnatesting.htm>

²³ <https://www.3stepsdna.com/services/parents/>

²⁴ <http://www.e-kantei.org/DNA/008.htm>

²⁵ <https://www.3stepsdna.com/services/parents/advance.html>

²⁶ http://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/mono/bio/pdf/leaflet.pdf

²⁷ 山口和人：【ドイツ】父子関係確認の新たな手続—民法改正，外国の立法No.235-2，2008，p.10-11.

表2. DNA親子鑑定実施事業者のホームページ掲載情報

事業者	利用目的	検体採取			事業者の体制				その他	料金
		面談でのIC	対面採取	本人確認	ガイドライン明示	経産省GL	検査施設明示	相談窓口明示		
A社	公的	●	●	●	●	●	●	●	JBA 事業認定	78,000～
B社	公的 私的	● ●	●	●	●*	●*	●*	●	CPIGI 会員	57,000～ 15,000～
C社	公的 私的	明記なし		●			●*			56,670～ 45,360～
D社	公的 私的	明記なし		●	●*	●*	●*	●	国内 自社ラボ	80,000～ 40,000～
E社	公的 私的	明記なし			●*	●*	●*	●	国内機関	80,000～ 19,800～
F社	公的 私的	明記なし					●*			59,400～ 32,400～
G社	公的 私的	明記なし					●*			65,000～ 27,000～
H社	記載なし						●			19,900～
I社	私的									19,900～
J社	記載なし								探偵事務所	130,000～

公的：公的、法的、裁判用とされるもの *公的・私的の区別明示なし

きないとされている。

また、フランスではDNA検査が原則禁止、民事裁判における親子関係の確認のためのDNA検査は、裁判官が命じた場合にのみ行うことができ²⁸、違反した場合、拘禁1年以下または罰金の刑罰を科される。

(4) 出生前DNA親子鑑定の実施状況

1) 出生前DNA親子鑑定の提供状況

出生前DNA親子鑑定は、同一企業が有する複数の代理店を含め、少なくとも13社での提供が確認された(表3)。うち10社^{29,30,31,32,33,34,35,36,37,38}は母体血による出生前DNA親子鑑定の提供を行っている

²⁸ Code Civil §16-11(3).

²⁹ <https://www.ptclabs.jp/mblood> (最終アクセス2017.2.20)

³⁰ <http://www.rocus.co.jp/parentagetesting/prenatal2.htm> (最終アクセス2017.2.20)

³¹ <http://seedna.co.jp/blood-dna-test/> (最終アクセス2017.2.20)

³² <http://www.dnarc.net/parentage-dna.html> (最終アクセス2017.2.20)

³³ <http://dna.jpn.com/> (最終アクセス2017.2.20)

³⁴ <http://www.houritsuka.net/dnabeforebirth.php> (最終アクセス2017.2.20)

³⁵ <http://prosupport-hamamatsu.com/059.html> (最終アクセス2017.2.20)

³⁶ <http://dna-nagoya.com/> (最終アクセス2017.2.20)

³⁷ <http://hakata-gyosei.jp/index.php> (最終アクセス2017.3.14)

³⁸ <http://www.afranshia.com/> (最終アクセス2017.3.14)

ことが確認され、3社^{39,40,41}は羊水、絨毛組織による出生前DNA親子鑑定のみを提供していた。13社のうち1社は個人遺伝情報取扱協議会の会員名簿で確認できる企業であり、母体血および羊水での出生前DNA親子鑑定を提供していることが確認された。また、4社は、同社の代理店と位置付けられる行政書士事務所であった。出生前DNA親子鑑定の受付に際し、中絶を目的としたものは受け付けないとの文言を掲載する事業者も確認されたが、母体血液、羊水、絨毛組織、いずれの検体を用いた検査においても、妊娠継続についての選択が可能な妊娠22週未満に結果を入手できる状態で検査の提供がなされていた。また、母体血による出生前DNA親子鑑定提供業者の半数以上は、採血に協力する医療機関を明示しており、その中には、「産婦人科の協力は必要ありません」として検査を広告する業者も見られた。

2) 母体血による出生前DNA親子鑑定に対する情報提供

母体血による出生前DNA親子鑑定を提供する企業では、「出生前血液DNA鑑定は信頼が確立された

³⁹ <http://www.genetrackjapan.com/type-prenatal> (最終アクセス2017.2.20)

⁴⁰ <http://www.dna-gib.com/> (最終アクセス2017.2.20)

⁴¹ <http://www.eagle-eye.co.jp/dna.html> (最終アクセス2017.2.20)

表3. 出生前DNA親子鑑定提供業者13社の提示情報

	検体			医療機関 紹介	費用	特記
	母体血	羊水	絨毛組織			
A社	○	○	○	×	(母体血) 172,800 円～ (羊水) 58,860 円～	
B社	○	○	○	○	(母体血) 200,000 円 + a	
C社	○	○	○	○	(母体血) 189,000 円～ (羊水) 94,800 円～	
D社	○	記載なし	記載なし	○	(母体血) 200,000 円 + a	
E社	○	記載なし	記載なし	応相談	(母体血) 168,000 円～	
F社	○	詳細 記載なし	詳細 記載なし	○	(母体血) 200,000 円 + a	B社の代理店
G社	○	○	○	○	(母体血) 195,000 円 + a	B社の代理店
H社	○	○	○	○	(母体血) 198,000 円 + a	B社の代理店
I社	○	記載なし	記載なし	記載なし		記載なし B社の代理店
J社	○	記載なし	記載なし	詳細 記載なし	(母体血) 235,000 円	探偵事務所
K社	×	○	○	記載なし	(羊水) 43,000 円 + a	
L社	×	○	○	×		記載なし
M社	×	○	記載なし	記載なし		記載なし 探偵事務所

検査方法です⁴²として、情報提供していた。他の企業でも、特定の論文を示し、十分検討された検査であることを謳っている。一方で、DNA親子鑑定は提供しているものの、出生前DNA親子鑑定には参入していない企業のホームページでは、母体血からの出生前検査はあくまで予備的な検査方法であり、それだけでDNA親子鑑定の判定はできない⁴³ことを警告している。

D. 考察

(1) 法的親子関係が覆る現状

札幌、大阪ケースに示された最高裁の判断は、遺伝学的父親が同時に養育上の父親である環境にあっても、法的親子関係を維持したものである。一方、認知の場合においては、遺伝学的親子関係が存在しないことを理由に法的親子関係を解消するなど、遺伝学的親子関係により親子関係を判断したものとなっている。親子関係には、様々な要素が存在するが、遺伝学的親子関係と法的親子関係の關係に注目した場合、最高裁の判断は定まっていないことにな

る。また、ここで注目すべきは、一審から最高裁までの判断の過程で、子にとっての親が転じている事実である。

親子関係不存在確認調停の場合においては、「当事者双方の間で、子どもが夫婦の子どもではないという合意ができ、家庭裁判所が必要な事実の調査等を行った上で、その合意が正当であると認めれば、合意に従った審判がなされる⁴⁴」とされており、子にとっての親にあたる両者の間に合意があれば、遺伝学的親子関係の有無という事実により、法的親子関係に対する判断が示されている事案が多く存在すると考えられる。最高裁は認知の場合を除き、遺伝学的親子関係を法的親子関係の判断に用いていないが、下級裁では異なる判断も示されている。この現状は、親子関係を争う場によって子にとっての親が決まること、争う場が変われば親が変わりかねないことを意味している。子をはじめとした当事者の同意なく、誰でも自由に遺伝学的親子関係の有無を確認でき、その結果で法的親子関係を争うことができ

⁴² <http://seedna.co.jp/blood-dna-test/> (2017.2.4 参照)

⁴³ <http://alfs-inc.com/DNA/011.htm> (2017.2.4 参照)

⁴⁴ 裁判所ウェブページ>裁判手続の案内>家事事件_親子関係不存在確認調停 http://www.courts.go.jp/saiban/syurui_kazi/kazi_07_16/

る現状では、子の身分、時に父親の身分もまた、非常に不安定なものであるといえる。

(2) ビジネスとして提供される DNA 親子鑑定の問題点

DNA 親子鑑定は、生涯変化しない個人の重要な遺伝学的情報が扱われ、その影響が個人に留まらない⁴⁵という点において、他の遺伝学的検査と相違ないものである。医療における遺伝学的検査においては、検査実施時の IC 取得、個人の遺伝学的情報の保護、検査前後の遺伝カウンセリングなどの体制が求められるが、DNA 親子鑑定において現在これは行われていない。郵送試料による DNA 親子鑑定提供が始まった当初、日本法医学会や日本 DNA 多型学会は、遺伝や法的な取り扱いに関わる説明とカウンセリングが行えないことによる子供の福祉への配慮に欠ける可能性や、DNA 検査の安易な実施への懸念⁴⁶、検査結果を報告することで個人や家族に害をもたらす可能性⁴⁷を指摘している。その課題は 20 年を経た現在もそのまま残されている。

現在の DNA 親子鑑定は、子の意思を問わず、また時に一方の親の意思も無視して実施できる状況にあるといえる。特に私的鑑定については、本人確認も必要とされないことが多く、「誰にも知られずに」行える検査であり、公的に結果を使用できない代わりに安価に平易に、親子関係という個人情報にアクセスできることになる。「経済産業分野のうち個人遺伝情報を用いた事業分野における個人情報保護ガイドライン」⁴⁸では、「親子鑑定においては、個人や家族の福祉を重んじることが大切」として、「未成年者、とくに発言力の小さいことが多い乳幼児の福祉には最大限の注意を払うこと」、「鑑定の効果が直接に及ぶ者、すなわち鑑定された父母と子や試料の提供者等の間に鑑定実施について異論がないことに留

意すること」を求めている。母の同意なく行われる父子鑑定や、児の意思を問わずに、またその結果により児が親を失いかねない状況下で DNA 親子鑑定が行われる現状は、DNA 親子鑑定ビジネスの広がりに対して、このガイドラインで対応することの限界を示しているといえる。また、「医療における遺伝学的検査・診断に関するガイドライン」(日本医学会、2011 年 2 月)⁴⁹においては「医療の枠組みに含まれない親子鑑定などの法医学的 DNA 検査は本ガイドラインの対象としない。」とされ、「遺伝学的検査受託に関する倫理指針」(日本衛生検査所協会、2014 年 11 月 27 日改正)⁵⁰においても、指針の対象から除かれる遺伝子関連検査として、「親子鑑定 (DNA 鑑定) に関する遺伝子検査は、医療目的以外で実施されることから本指針の対象外とした」とされている。従来の DNA 親子鑑定は、法医学的検査の色合いが強かったと考えられるが、出生前に行われる DNA 親子鑑定は、その後の妊娠継続の判断に用いられることが想定される。医行為である人工妊娠中絶に繋がる検査を、医療と区別して位置づけることには疑問がある。出生前 DNA 親子鑑定は、医療の枠組みに含まれない法医学的 DNA 検査と言えるか、医療目的外の検査として、医療の外に位置づけて良いか、検討が必要である。

出生前 DNA 親子鑑定において、母体血液での実施が可能となったことは、この検査が急速に市場に広がる可能性を示している。羊水や絨毛組織の採取が必要である場合、母体も一定の侵襲と児を流産するリスクを背負っていたことに加え、検体の採取には産婦人科医の関与が必要であるなど、受検には一定のハードルが存在していた。日本産科婦人科学会は、「出生前に行われる遺伝学的検査および診断に関する見解」(2013 年 6 月 22 日)⁵¹において、「法的措置の場合を除き、出生前親子鑑定など医療目的ではない遺伝子解析・検査を行ってはならない」として、学会としての対応を示している。しかし、母体血による DNA 親子鑑定が可能となったことで、産婦人科医の関与は不要となり、日本産科婦人科学会

⁴⁵ 遺伝医学関連学会：「遺伝学的検査に関するガイドライン」, 2003 年 8 月 <http://jshg.jp/pdf/10academies.pdf>

⁴⁶ 日本 DNA 多型学会：「ヒト DNA 情報を利用した親子鑑定についての声明」(1997.12)

⁴⁷ 日本法医学会 親子鑑定についてのワーキンググループ：「親子鑑定についての指針 (1999 年)」<http://www.meti.go.jp/committee/downloadfiles/g41001a62j.pdf#search>

⁴⁸ http://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/mono/bio/Seimeirinri/keisanshohguideline.pdf

⁴⁹ <http://www.radiology.jp/content/files/840.pdf>

⁵⁰ <http://www.jrcla.or.jp/info/info/dna.pdf>

⁵¹ http://www.jsog.or.jp/ethic/H25_6_shusseimae-idengakutekikensa.html

による規制が及ばなくなったことになる。実際、母体血による出生前DNA親子鑑定を提供する10社のうち、6社は採血に協力する医療機関を紹介できることを明記し、1社も相談に応じる用意があることを示すなど、医行為に該当する検体採取も、企業主導で実施されている状況が確認された。

母体の血液を用いた胎児検査として、糖尿病患者が自身で行う血糖測定のように、指先から自己採血した少量の血液を専用濾紙に染み込ませて返送することで、胎児の性別診断をする検査が既に販売されている⁵²。今後の検査技術向上により、母体血を用いた出生前親子鑑定も、医療機関の関与なく自己採血による実施が可能となる可能性も想定する必要がある。親子鑑定に限らず、出生前鑑定が母体血で行われるようになったことで、親が子の情報をリスクを負わずに入手し、その結果を妊娠継続の判断に用いることが可能となる社会となりつつあること、そのことの倫理的・法的・社会的課題について、検討する必要がある。

(3) 親子を定めることとDNA親子鑑定

生殖補助医療技術を用いた人工生殖は、自然生殖の過程の一部を代替するものにとどまらず、自然生殖では不可能な懐胎も可能にするまでとなっている。その一方で、DNA親子鑑定は遺伝学的親子関係を科学的事実として提示する。これらの技術と向き合う上で必要となる規定は何であるか。

現在のところ、認知の問題を除き、最高裁判所はDNA親子鑑定による遺伝学的親子関係の証明により、法的親子を規定していない。しかし、二審までにおいては、一定の条件をつけているものの、DNA親子鑑定結果による親子関係の修正を認めている。加えて、最高裁判所においても多数決による判決となるなど、その判断も絶対的なものではない印象を受ける。一審、二審の判決が最高裁で覆される事案は、「誰が親であるのか」という子にとっての一大事が一転二転することを意味する。

DNA親子鑑定が明らかにする遺伝学的親子関係の証明は、親子とは何か、親子を規定するものは何か、という本質的な問題を社会に問うことになる。

そして、現状ではもっとも明確に親子関係を切り分ける基準であると思われる、その遺伝学的親子関係でさえも、生殖補助医療の進歩を背景に、すでに絶対的なものではなくなりつつある。また、夫に無断で受精卵移植を行ったという報道⁵³がなされるなど、遺伝学的親子関係が当事者の知り得ないところに生まれる可能性も想定され、親子関係はさらに複雑化している。そのような中、「いつでも、誰でも」DNA親子鑑定結果を入手でき、その結果の用いられ方が定まらない状況は、親と子の関係を、いつ何時、その関係を否定されるか分からない、不安定なものとする可能性がある。そして、出生前DNA親子鑑定は、「誰が親であるか」によって生命の選択がなされることにも繋がり得る。それらの本質的な問題については社会全体で検討されるべきであるが、その答えを得ることは簡単ではない。まずはDNA親子鑑定技術へのアクセスや、DNA親子鑑定結果の使い方について、一定の枠組みを設けることが、現実的に取り得る方策として考えられる。民法における親子規定は、早期に親を確定することによる子の身分の安定、子の福祉、子の利益を求めてなされる。科学技術の進展を得た現在、過去には想定されなかった事実が生まれ、またその事実が科学的に証明される。科学的に証明される遺伝学的親子関係が1つの真実であり、事実であることは疑う余地がないが、その事実の扱いは慎重に検討される必要がある。安易に提供されたDNA親子鑑定技術やその結果によって、親子関係や子の身分の安定が脅かされる事態を生み出すことを避けるための工夫が必要である。

E. 結論

遺伝学的、生物学的、社会的など様々な側面を含む親子関係に対し、民法は子どもの利益となるよう親子を規定することを目指してきた。しかし、DNA親子鑑定は、遺伝学的親子関係の有無という親子関係の一側面を科学的な事実として提示する。DNA親子鑑定、生殖補助医療の普及など、親子を取り巻く環境の変化に対し、我が国では遺伝学的親子関係と法的親子関係に対する判断が定まっておらず、親

⁵² <http://www.tellmepinkorblue.com/japan.php>

⁵³ 「奈良の病院 夫に無断で受精卵移植 別居の妻出産」毎日新聞朝刊2017.1.4

子関係や子の身分の安定を脅かす事態が避けられない状況に至る現状が明らかとなった。

また、鑑定技術が生命の選択に関わる領域にも進出し、規制を受けずに事業を展開している実情が確認された。胎児を対象とした出生前DNA親子鑑定や、代理母や配偶子提供などの生殖補助技術により、倫理的・法的・社会的問題はより複雑化している。子の親を確定し、その身分を安定させるために、DNA親子鑑定や生殖補助医療などの技術の運用方法について一定の見解を定め、それらの技術が生み出す事実とどう向き合っていくか、適切な着地点を探るのが課題である。